

○茂原市空家等の適切な管理に関する条例施行規則

平成31年3月19日

茂原市規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び茂原市空家等の適切な管理に関する条例（平成31年茂原市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び条例で使用する用語の例による。

(立入調査)

第3条 法第9条第2項の規定による立入調査は、空家等が特定空家等であるか否かを判断する基礎となる項目を定め、当該項目ごとにその程度を判定し、又は特定空家等に対する除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るための必要な措置を調査するものとする。

2 法第9条第3項の規定による通知は、立入調査実施通知書（別記第1号様式）により行うものとする。

3 法第9条第4項の身分を示す証明書は、立入調査員証（別記第2号様式）とする。

(協議会の会長)

第4条 条例第6条に規定する茂原市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）に会長を置き、副市長をもって充てる。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が必要と認めるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(協議会の会議等)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が必要と認めるときは、その指名した委員を議長とすることができる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、意見又は説明を述べさせることができる。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会の庶務は、都市建設部建築課において処理する。

(緊急安全措置の通知)

第6条 条例第7条第2項に規定する通知は、緊急安全措置に対する通知書（別記第3号様式）により行うものとする。

(助言)

第7条 法第12条に規定する助言等は、助言書（別記第4号様式）により行うものとする。

(特定空家等の通知)

第8条 市長は、空家等が特定空家等であると認めるときは、特定空家等該当通知書（別記第5号様式）により当該特定空家等の所有者等に対し通知するものとする。ただし、過失がなく当該所有者等を確知することができないときは、この限りでない。

2 前項の規定による通知を行った場合において、市長は、当該特定空家等の所有者等が必要な措置を講じたことにより特定空家等の状態が改善され、特定空家等でないと認めるときは、遅滞なくその旨を特定空家等状態改善通知書（別記第6号様式）により当該所有者等に対し通知するものとする。

(指導)

第9条 法第22条第1項の指導は、指導書（別記第7号様式）により行うものとする。

(勧告)

第10条 法第22条第2項の規定による勧告は、勧告書（別記第8号様式）により行うものとする。

(命令)

第11条 法第22条第3項の規定による命令は、命令書（別記第9号様式）により行うものとする。

2 法第22条第4項の通知書は、命令に係る事前の通知書（別記第10号様式）とする。

3 前項の通知書を交付された者のうち、意見書及び自己に有利な証拠を提出しようとする者又はその代理人（代理人である資格を書面により証する者に限る。）は、当該通知書の交付を受けた日から14日以内に、命令に係る事前の通知に対する意見書（別記第11号様式）により意見書及び自己に有利な証拠を提出することができる。ただし、法第22条第5項の規定により意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書（別記第12号様式）により請求する場合は、この限りでない。

4 法第22条第7項の規定による通知は、命令に係る事前の通知に対する意見聴取通知書（別記第13号様式）により行うとともに、これを公告するものとする。

5 法第22条第13項の標識は、標識（別記第14号様式）により行うものとする。

(代執行)

第12条 法第22条第9項に規定する代執行を行う場合の行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（別記第15号様式）により行うものとする。

2 市長は、前項の戒告書を受けた者が指定の期限までにその義務を履行しない場合で、再度の戒告を行わないときは、代執行をなすべき時期等を代執行令書（別記第16号様式）により前項の戒告書を受けた者に通知するものとする。

3 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき執行責任者証（別記第17号様式）を携帯し、関係人の要求があるときは、いつでもこれを提示しなければならない。

4 非常の場合又は危険切迫の場合において、法第22条第3項の規定による命令に係る措置の内容の急速な実施について緊急の必要があるときは、行政代執行法第3条第3項の規定により、その手続を経ないで代執行をすることができる。

（意見聴取）

第13条 市長は、法第22条第2項、第9項及び第10項の規定により措置をしようとするときは、あらかじめ協議会に意見を求めることができる。

（委任）

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和6年1月15日茂原市規則第1号）

この規則は、令和6年1月15日から施行する。

別記第 1 号様式（第 3 条第 2 項）

立入調査実施通知書

第 号
年 月 日

様

茂原市長 印

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下「法」という。）第 5 条の規定により、空家等（居住その他の使用がなされていないことが常態である建築物等及びその敷地をいう。）の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとされています。

あなた（相続人である場合を含む。）が所有又は管理する下記の空家等については、法第 22 条第 1 項から第 3 項までの規定の施行に必要なため、下記のとおり法第 9 条第 2 項の規定により立ち入って調査を行いますので、その旨を同条第 3 項の規定により通知します。

ついては、所有者等の立会いが可能な場合は、本通知が到達した日の翌日から起算して 5 日以内に下記まで連絡してください。

なお、空家等の所有等が下記の内容と異なる場合又は既に何らかの措置をされている場合は、下記所属まで連絡してください。

記

1 空家等の所在地	
2 空家等の状態 (立入調査の理由)	
3 立入調査日	本通知が到達した日の翌日から起算して 5 日を超えた日（立会いが可能な場合は市と協議して定めた日）
4 立入職員の所属 及び連絡先	

※この通知による法第 9 条第 2 項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、法第 30 条第 2 項の規定に基づき、2 0 万円以下の過料に処せられます。

第 2 号様式（第 3 条第 3 項）

（表面）

第 号

立 入 調 査 員 証

所 属
職 名
氏 名
生年月日 年 月 日生

(写真)

上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 9 条第 2 項の規定に基づく
立入調査の権限を有する者であることを証明する。
年 月 日 発行（ 年 月 日まで有効）
茂原市長 印

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）（抜粋）
第 9 条 （略）
2 市町村長は、第 22 条第 1 項から第 3 項までの規定の施行に必要な限度
において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告
させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所
に立ち入って調査をさせることができる。
3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と
認められる場所に立ち入らせようとするときは、その 5 日前までに、当該
空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有
者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
4 第 2 項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、
その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提
示しなければならない。
5 第 2 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたも
のと解釈してはならない。
注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

第3号様式（第6条）

緊急安全措置に対する通知書

第 号
年 月 日

様

茂原市長 印

茂原市空家等の適切な管理に関する条例第7条第1項の規定による措置を 年 月
日に下記のとおり行うので、同条第2項の規定により通知します。

記

- 1 措置を行う場所
- 2 措置の内容
- 3 費用の徴収の有無及び額
- 4 連絡先

第4号様式（第7条）

第 号
年 月 日

様

茂原市長 印

助 言 書

あなたの所有する下記1の土地建物は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に定める「空家等」に該当しているおそれがあり、また、下記2の内容の状況が見受けられます。

法第5条において、空家等の所有者又は管理者は周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとされており、このまま放置すれば法第2条第2項に定める「特定空家等」となるおそれもあります。

ついては、空家等の適切な管理を促進するため、法第12条の規定に基づき助言します。

記

1 対象となる空家等

所在地：茂原市

用 途：

構 造：

2 現 況

3 助言内容

周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、上記2の内容について、早急に対応してください。

併せて、今後の対応について、下記連絡先まで至急御連絡ください。

（連絡期日 年 月 日まで）

「特定空家等」とは、

- ①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - ②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
 - ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
- のいずれかに該当する「空家等」をいう。

連絡先
茂原市役所
課 担当

TEL
FAX

第 5 号様式（第 8 条第 1 項）

特定空家等該当通知書

第 年 月 日 号

様

茂原市長 印

あなた（相続人である場合を含む。）が所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項の特定空家等に該当すると認められますので、その旨を通知します。

下記 2 の空家等の状態が改善されない場合は、法第 22 条 1 項に規定する助言又は指導を行うこととなります。改善方法等について情報の提供等が必要な場合は、下記 5 まですべて連絡してください。

なお、所有者等については、法に基づき市で調査いたしました。あなた（複数の方が所有者等となる場合がある。）が所有又は管理していない場合は、下記まで連絡いただくとともに、その旨を証する書類の写しを提出してください。連絡及び書類の写しの提出がない場合は、あなた（複数の方が所有者等となる場合がある。）を所有者等とし、助言、指導等を行います。また、空家等の状態が下記の内容と異なる場合又は既に何らかの措置をされている場合は、下記まで連絡してください。

記

1 空家等の所在地		
2 空家等の状態 (特定空家等と認められる理由)		
3 所有者等の 氏名及び住所	建築物等	
	その敷地	
4 所有者等と判断した理由		(1) 不動産登記情報による登記名義人 (2) 前号の相続人 (3) その他 ()
5 担当及び連絡先		

第 6 号様式（第 8 条第 2 項）

特定空家等状態改善通知書

第 号
年 月 日

様

茂原市長 印

あなた（相続人である場合を含む。）が所有又は管理する下記の空家等は、空家等の状態が改善され、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号）第 2 条第 2 項の特定空家等でないと認められますので、その旨を通知します。

引き続き、法に基づき適切な管理をお願いします。

記

1 空家等の所在地	
2 特定空家等でないと認めた日	年 月 日
3 特定空家等でないと認められる理由	
4 担当及び連絡先	

第 7 号様式（第 9 条）

指 導 書

第 号
年 月 日

様

茂原市長 印

あなたが所有又は管理する下記の特定期空家等については、特定期空家等の状態が改善
されていないため、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な
措置をとるよう空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下
「法」という。）第 22 条 1 項の規定に基づき指導します。また、本通知により指導を
したにもかかわらず、当該特定期空家等の状態が改善されないと認められるときは、法
第 22 条第 2 項の規定により勧告を行うことがあります。特定期空家等の敷地が、地方
税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 又は同法第 702 条の 3 の規
定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を
受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から
除外されることとなります。

なお、履行期限までに措置を行った場合は、下記担当まで連絡してください。

記

1 特定期空家等の所在地	
2 所有者等の住所及び氏名	
3 特定期空家等の状態	
4 指導事項	
5 履行期限	年 月 日
6 指導の責任者等及び連絡先	責任者 担当 連絡先

勸告書

第 号
年 月 日

様

茂原市長 印

あなたが所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等に該当すると認められたため、法第 22 条第 1 項の規定に基づき 年 月 日付け 第 号の指導書により必要な措置をとるよう指導をしましたが、いまだに改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第 22 条第 2 項の規定に基づき勧告します。

記

1 特定空家等の所在地	
2 所有者等の住所及び氏名	
3 勧告に係る措置の内容	
4 勧告に至った事由	
5 措置の期限	年 月 日
6 勧告の責任者等及び連絡先	責任者 担当 連絡先

備考

- 措置の期限までに、勧告に係る措置の内容を実施した場合は、遅滞なく担当まで報告すること。
- 措置の期限までに、正当な理由がなくて勧告に係る措置の内容をとらなかった場合は、法第 22 条第 3 項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- 特定空家等の敷地が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 又は同法第 702 条の 3 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

第 9 号様式（第 11 条第 1 項）

命 令 書

第 号
年 月 日

様

茂原市長 印

あなたが所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項の特定空家等に該当すると認められたため、法第 22 条第 2 項の規定に基づき 年 月 日付け 第 号の勧告をし、また、法第 22 条第 4 項の規定に基づき 年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書により命令を行う旨の事前通知をしましたが、通知した措置がなされていないとともに、意見書等の提出がなされませんでした。

ついては、下記のとおり措置をとることを、法第 22 条第 3 項の規定に基づき命令します。

記

1 特定空家等の所在地	
2 所有者等の住所及び氏名	
3 命令に係る事前の通知に対する意見等の有無	有 ・ 無
4 命令に係る措置の内容	
5 命ずるに至った事由	
6 措置の期限	年 月 日
7 命令の責任者等及び連絡先	責任者 担当 連絡先

備考

- 1 措置の期限までに、命令に係る措置の内容を実施した場合は、遅滞なく担当まで報告をすること。
- 2 本命令に違反した場合は、法第 30 条第 1 項の規定に基づき、50 万円以下の過料に処せられます。
- 3 措置の期限までに、措置の内容を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第 22 条第 9 項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。
- 4 この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して 3 か月以内に茂原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 5 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、茂原市を被告として（訴訟において茂原市を代表する者は茂原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 4 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 10 号様式（第 11 条第 2 項）

命令に係る事前の通知書

第 号
年 月 日

様

茂原市長 印

あなたが所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項の特定空家等に該当すると認められたため、法第 22 条第 2 項の規定に基づき 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第 22 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第 22 条第 4 項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができます。また、同条第 5 項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から 5 日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができます。

記

1 特定空家等の所在地	
2 所有者等の住所及び氏名	
3 命じようとする措置の内容	
4 命ずるに至った事由	
5 意見書の提出期限	年 月 日（記載日が、本通知の交付を受けた日から 13 日以内となる場合は、本通知の交付を受けた日から 14 日以内の日とする。）
6 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先	送付先 担 当 連絡先

※ 命じようとする措置の内容を実施した場合は、遅滞なく担当まで報告をすること。

第 11 号様式（第 11 条第 3 項）

命令に係る事前の通知に対する意見書

年 月 日

（宛先） 茂原市長

提出者 住所

氏名

電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に対して、下記のとおり意見及び自己に有利な証拠を提出します。

記

1 特定空家等の所在地	
2 所有者等の住所及び氏名	
3 命令に係る事前の通知に対する意見	
4 自己に有利な証拠の提出の有無	有 ・ 無

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。
- 2 証拠書類等を提出する場合は、添付してください。
- 3 代理人が提出する場合は、代理人であることを証する書類を添付してください。

第 12 号様式（第 11 条第 3 項）

命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書

年 月 日

（宛先）茂原市長

提出者 住所

氏名

電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に対して、
下記のとおり意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求します。

記

1 特定空家等の所在地	
2 所有者等の住所及び 氏名	
3 意見の聴取に出席し ようとする者の氏名、 住所及び連絡先	

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。
- 2 代理人が意見の聴取に出席する場合は、代理人であることを証する書類を添付してください。

第 13 号様式（第 11 条第 4 項）

命令に係る事前の通知に対する意見聴取通知書

第 号
年 月 日

様

茂原市長 印

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に対して
年 月 日付け命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書の提出
がありました。

ついては、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下
「法」という。）第 22 条第 6 項の規定により、下記のとおり公開による意見の聴取を行
うため出頭を求めますので、法第 22 条第 7 項の規定によりその旨を通知します。また、
同項の規定により、意見の聴取の期日等を公告しています。

なお、法第 22 条第 8 項の規定により、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、
自己に有利な証拠を提出することができます。

記

1 特定空家等の所在地	
2 所有者等の住所及び 氏名	
3 命じようとする措置 の内容	
4 聴取の期日及び場所	

第 14 号様式（第 11 条第 5 項）

標 識

下記の特定空家等の所有者等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号）第 22 条第 3 項の規定に基づき措置をとることを、 年 月 日付け 第 号の命令書により、命ぜられています。

記

1 特定空家等の所在地	
2 命令に係る措置の内容	
3 命ずるに至った事由	
4 措置の期限	年 月 日
5 命令の責任者等及び連絡先	責任者 担当 連絡先

第 15 号様式（第 12 条第 1 項）

戒 告 書

第 年 月 日 号

様

茂原市長 印

あなたが所有又は管理する下記の特定期空家等に対し、 年 月 日付け 第 号の命令書により措置をとるよう命じました。この命令を下記の履行期限までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 22 条第 9 項の規定に基づき、下記の特定期空家等に対する命令に係る措置を執行いたしますので、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 3 条第 1 項の規定によりその旨を戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第 5 条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、市は、その責任を負わないことを申し添えます。

記

1 特定期空家等の所在地	(所在地) (用 途) (構 造) (規 模)
2 所有者等の住所及び氏名	
3 命令に係る措置の内容	
4 履行期限	年 月 日
5 担当課及び連絡先	担当課 連絡先

備考

1 この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して 3 か月以内に茂原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、茂原市を被告として（訴訟において茂原市を代表する者は茂原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 16 号様式（第 12 条第 2 項）

代 執 行 令 書

第 号
年 月 日

様

茂原市長 印

あなたが所有又は管理する下記の特定期空家等に対し、 年 月 日付け
第 号の戒告書により措置をとるよう戒告しましたが、履行期限までに義
務が履行されませんでした。

ついては、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 22
条第 9 項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭和 23
年法律第 43 号）第 3 条第 2 項の規定により通知します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第 5 条の規定に基づきあなたか
ら徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じて
も、市は、その責任を負わないことを申し添えます。

記

1 特定空家等の所在地	(所在地) (用 途) (構 造) (規 模)
2 所有者等の住所及び 氏名	
3 代執行に係る措置 の内容	
4 代執行の時期	年 月 日から 年 月 日まで
5 執行責任者	担当課 連絡先
6 代執行に要する費 用の概算見積額	約 円

備考

- この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して 3 か月以内に茂原市長
に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起
算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請
求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、茂
原市を被告として（訴訟において茂原市を代表する者は茂原市長となります。）、処分の取消しの
訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6
か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの
訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審
査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として、
処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 17 号様式（第 12 条第 3 項）

（表面）

執 行 責 任 者 証	
(写真)	所 属
	氏 名
	生年月日
	上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証明する。
	年 月 日
	茂原市長 印
1. 代執行令書（ 年 月 日付け 第 号）	
記載の特定空家等に対する措置	
2. 代執行をなすべき時期	
年 月 日から 年 月 日まで	

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）
（特定空家等に対する措置）
第 1 4 条 略
2 ～ 8 略
9 市町村長は、第 3 項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和 2 3 年法律第 4 3 号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
1 0 ～ 1 5 略
行政代執行法（抜粋）
第 4 条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

別記第1号様式（第3条第2項）

第2号様式（第3条第3項）

第3号様式（第6条）

第4号様式（第7条）

第5号様式（第8条第1項）

第6号様式（第8条第2項）

第7号様式（第9条）

第8号様式（第10条）

第9号様式（第11条第1項）

第10号様式（第11条第2項）

第11号様式（第11条第3項）

第12号様式（第11条第3項）

第13号様式（第11条第4項）

第14号様式（第11条第5項）

第15号様式（第12条第1項）

第16号様式（第12条第2項）

第17号様式（第12条第3項）